

## 伊予市低入札価格調査要領

平成 21 年 3 月 18 日  
訓令第 2 号

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、伊予市が競争入札により工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項（令第 167 条の 13 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による入札にあっては、最高の評価値をもって入札をした者。以下「最低価格入札者」という。）の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施するための基準を定めるものとする。

### (対象工事)

第 2 条 低入札価格調査の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が 3,000 万円以上の建設工事とする。ただし、市長が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

2 対象工事の入札を執行するときは、入札参加者に本要領を提示し、適用事項を周知するものとする。

### (調査基準価格の設定)

第 3 条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の算定により定めるものとする。

- (1) 設計金額のうち、別表第 1 に掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。なお、これらの額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- (2) 前号の規定にかかわらず、特別なものについては、予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額から 10 分の 7 を乗じて得た額の範囲内で別に定めることができる。

2 調査基準価格を定めたときは、予定価格書に併記するものとする。

### (入札の執行)

第 4 条 対象工事の入札執行において、開札の結果、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た額を下回るときは、入札執行者は、当該最低価格入札者の落札決定を保留し、入札を終了するものとする。

### (低入札価格調査の実施)

第 5 条 入札執行者は、前条の規定により入札を終了したときは、調査基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た額を下回る入札をした者（以下「調査対象者」という。）の全員から当該入札に係る工事費内訳書及びその他必要な書類を提出させ、低入札価格調査を実施するものとする。

2 低入札価格調査は、次に掲げる内容について、調査対象者のうち、最低の価格を持って入札した者（総合評価落札方式による入札にあつては、最高の評価値をもって入札をした者。以下「落札候補者」という。）からの事情聴取及び関係機関への照会により行うものとする。

- (1) 工事費内訳書（詳細）
- (2) その価格により入札した理由
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 対象工事箇所と調査対象者の事業所等との関連（地理的条件）
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材の調達に関する事項
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 労務者の供給に関する事項
- (9) 過去に施工した公共工事等の実績
- (10) 経営状況
- (11) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）
- (12) 下請予定の状況
- (13) その他必要な事項

3 低入札価格調査は、入札担当課長及び工事設計担当課長が必要と認めた職員をもって行うものとする。

（失格判定基準の適用）

第6条 前条の規定にかかわらず、調査対象者が別表第2に掲げる失格判定基準に該当する場合は、当該調査対象者を失格とする。ただし、この基準により難しいときは、この限りでない。

（審査及び落札者の決定）

第7条 低入札価格調査を実施したときは、その調査結果を伊予市競争入札参加者指名協議会に諮り、落札候補者と契約を締結するか否かを審査するものとする。

2 前項の審査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、当該落札候補者を落札者と決定する。

3 第1項の審査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、当該落札候補者を失格とする。

4 第6条及び前項の規定により落札候補者を失格としたときは、失格者を除くその他の入札参加者のうち最低価格入札者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、第5条からこの条までの規定と同様の手続を行い、以後、落札者が決定するまで順次この手続を繰り返すものとする。

（落札者決定の通知）

第8条 入札執行者は、前条の規定により落札者を決定したときは、落札者及

び落札価格を入札参加者全員に通知するものとする。

(監督体制の強化)

第9条 調査基準価格を下回る入札をした者を落札者として契約を締結したときは、工事設計担当課長は、当該契約工事について監督体制を強化し、適正な施工の確保に努めなければならない。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月9日訓令第26号)

この訓令は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月6日訓令第21号)

この訓令は、平成24年11月6日から施行する。

附 則 (平成25年3月6日訓令第2号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月4日訓令第6号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月13日訓令第5号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に行う入札から適用する。

附 則 (平成28年3月31日訓令第15号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月10日訓令第35号)

この訓令は、平成28年11月10日から施行し、同日以後に公告する入札から適用する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に公告する入札から適用する。

附 則 (平成31年2月1日訓令第2号)

この訓令は、平成31年2月1日から施行し、同日以後に公告する入札から適用する。

附 則 (平成31年3月1日訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年10月1日から施行する。

(契約時における消費税率の特例)

2 平成31年4月1日から同年9月30日までの間に契約を締結し、かつ、同年10月1日以降に目的物の引渡しが行われる場合における第3条第1項第1号、第4条及び第5条第1項の規定の適用については、第3条第1項第1号中「100分の108」とあるのは「100分の110」と、第4条及び第5条第1項中「108分の100」とあるのは「110分の100」とする。

附 則（令和 2 年 3 月 4 日訓令第 2 号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の伊予市低入札価格調査要領は、施行の日以後に公告する入札から適用し、同日前に公告する入札については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この訓令は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 1 の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する入札から適用し、同日前に公告する入札については、なお従前の例による。

別表第 1 調査基準価格算定項目（第 3 条第 1 号関係）

区分	算定項目
土木工事	(1) 直接工事費に 10 分の 9.7 を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額 (3) 現場管理費に 10 分の 9 を乗じて得た額 (4) 一般管理費に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）	(1) 直接工事費の 10 分の 9 に 10 分の 9.7 を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額 (3) 直接工事費の 10 分の 1 と現場管理費の合計に 10 分の 9 を乗じて得た額 (4) 一般管理費に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
建築工事以外の電気、電気通信及び上下水道工事に係る機械器具設置工事	(1) 直接工事費に 10 分の 9.7 を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額 (3) 現場管理費に 10 分の 9 を乗じて得た額 (4) 機器費に 10 分の 9.2 を乗じて得た額 (5) 一般管理費に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

備考 この表に定める額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第 2 失格判定基準（第 6 条関係）

区分	失格判定基準
全ての対象工事	(1) 低入札価格調査に必要な書類の提出を行わないとき及び事情聴取に応じないとき。 (2) 入札に係る工事費内訳書の内容が、次に掲げる条件のいずれかを満たしていないとき。 ア 設計書に計上した数量及び仕様を満たしてい

ること。

イ 労務単価が法定最低賃金を下回っていないこと。

ウ 建設廃棄物の適正な処理方法及び処理費用が計上されていること。

エ 工事費内訳の合計額が入札価格と合致していること。

(3) 入札に係る工事費内訳書の内容が、次に掲げる条件のいずれかを満たしていないとき。

ア 直接工事費が、設計金額における直接工事費の 90 パーセント以上であること。

イ 共通仮設費が、設計金額における共通仮設費の 80 パーセント以上であること。

ウ 現場管理費が、設計金額における現場管理費の 80 パーセント以上であること。

エ 一般管理費が、設計金額における一般管理費の 30 パーセント以上であること。

オ 機器費が、設計金額における機器費の 81 パーセント以上であること。